



犬の各種手続きについて



犬の登録などの諸手続きは、『狂犬病予防法』で定められています。狂犬病は、発病すると効果的な治療がなく、ほぼ100%死に至る人獣共通の感染症で、全世界で年間5万人以上が亡くなっています。

狂犬病清浄地域である日本においては、人は昭和31年を最後に、動物は昭和32年の猫を最後に、発生していませんが、海外で犬に咬まれたことによる死亡例が平成18年に発生しています。また、日本と同じ清浄地域であった台湾では、52年ぶりに狂犬病に感染した動物が確認されました。

飼い主の皆さんは、狂犬病の発生とまん延を防止するため、そして撲滅させるため、必ず愛犬に狂犬病予防注射を接種させるとともに、定められている手続きを行ってください。

1. 犬を飼い始めたとき・・・お住まいの市町村で「登録」の手続きを！

未登録の犬を取得した日から30日以内（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日から30日以内）に下諏訪町役場住民環境課の窓口で「犬の登録申請書」にて登録の手続きをしてください。登録手数料として1頭あたり3,000円が必要です。なお、犬の登録は「生涯1回」です。



2. 転出したとき・・・転出先の市町村で「登録事項変更」の手続きを！

下諏訪町外へ転出したときは、下諏訪町で交付した「鑑札」と狂犬病予防注射「済票」を持参し、**転出した日から30日以内に転出先の市町村の役所**で転入の手続きをしてください。



3. 転入したとき・・・転入先の市町村で「登録事項変更」の手続きを！

下諏訪町内に転入したときは、**転入した日から30日以内に下諏訪町役場住民環境課の窓口**で「犬の登録事項の変更届」にて転入の手続きをしてください。その際、転出した市町村で交付された「鑑札」と狂犬病予防注射「済票」をご持参ください。

なお、「鑑札」を紛失された場合は、鑑札再交付手数料として1,600円が必要です。

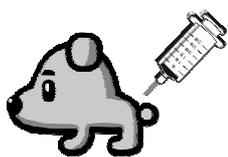
4. 犬が死亡したとき・・・お住まいの市町村で「死亡届」の手続きを！

犬が死亡したときは、**死亡した日から30日以内に下諏訪町役場住民環境課の窓口**で「犬の死亡届」にて死亡の手続きをしてください。



5. 登録事項に変更があったとき・・・お住まいの市町村で「登録事項変更」の手続きを！

犬をほかの人へ譲った、住所が変わったなど、登録した事項に変更があった場合は、**変更の日から30日以内に下諏訪町役場住民環境課の窓口**で「犬の登録事項の変更届」にて変更の手続きをしてください。



6. 動物病院で狂犬病予防注射を受けたとき

・・・お住まいの市町村で「注射済票」の交付を受けてください。

動物病院（獣医師）で予防注射を受けたときは、**必ず下諏訪町役場住民環境課の窓口で「注射済票」の交付手続き**を行って下さい。狂犬病予防注射済票交付手数料として1頭あたり550円が必要です。

狂犬病予防注射にかかる手続きは、

- ① 狂犬病予防注射を受け、獣医師が発行する狂犬病予防注射「済証」を受け取る。
- ② 狂犬病予防注射「済証」を下諏訪町役場住民環境課の窓口へ提出する。
- ③ 狂犬病予防注射「済票」の交付を受ける。 を経て完了となります。

狂犬病予防注射を受けても、注射「済票」の交付を受けていなければ注射をしたとはみなされません！

なお、毎年4月～6月に狂犬病予防集合注射を実施しています。集合注射では済票の交付まで行っていますので、ぜひご利用ください。日程については、案内ハガキと町内会回覧にて周知します。

「鑑札」と「注射済票」は必ず犬の首輪につけてください！これらの手続きや狂犬病予防注射を行わない飼い主には、20万円以下の罰金を課せられることがあります。